

## 資料・申し入れ

### ロシアによる日本海への放射性廃棄物 投棄中止に関する申し入れ

一九九三年十月二十日

京都府知事荒巻禎一様

日本海への放射性廃棄物の投棄は絶対によろせません。核軍拡競争の結果として無責任な日本海の汚染が引き起こされています。放射性廃棄物の日本海への投棄を二度と許さないために、断固とした抗議の意思表明と緊急の取り組みが求められています。

ところが、政府は、従来から海洋投棄することを公言してきたロシア政府に対して、十月十三日発表の日露共同声明でも、放射性廃棄物の海洋投棄の禁止措置についてなら明確な約束を取り付けていませんでした。

日本共産党は、昨日、ロシアの放射性廃棄物の海洋投棄に嚴重に抗議する談話を発表し、その中で、「ロシア政府も加盟する放射性廃棄物などの海洋投棄の国際的な規制を取り決めたロンドン条約は、高レベル放射性廃棄物の海洋投棄を禁止し、低レベルのものにも特別の許可を必要とする規制の枠をはめ、さらにその後の条約加盟国会議で低レベルの放射能廃棄物についてもその海洋投棄を一時停止することを決議した。今回の海洋投棄が、この国際条約を乱暴に踏みこむものであることは明確である」と指摘しました。

知事が、京都府民を代表してつぎの四点について、ただちにロシア政府および国に対して働きかけられるよう要請します。

#### 記

- 一、ロシア政府に嚴重に抗議し、今後の放射性廃棄物の海洋投棄を即時中止するよう要請すること。
- 二、ロシア政府に対し、すでに投棄した放射性物質の種類と総量などの公表と安全対策の措置をとるよう要請すること。
- 三、国に対し、あらゆる方法でロシア政府にこれらの点についての厳しい対

応をせまるよう要請すること。  
四、国に対し、海洋投棄された公海域の放射能影響調査を緊急に行い、結果を公表するよう要請すること。

### 柳園裁判判決の確定を求める申し入れ

一九九三年十一月二日

京都府知事 荒巻禎一様

生活保護打切りは違法と訴えた柳園人権裁判について、京都地方裁判所は十月二十五日、柳園さんの訴えを認めて、打切り決定は違法と断じ、宇治市と国に慰謝料の支払いを命じました。

事の発端は、肝硬変、糖尿病、結核という重病人である柳園義彦氏にたいして、宇治市が生活保護費を打ち切ったことにあります。この打切り決定にたいして、柳園義彦氏は知事にたいして不服申立てを行いました。知事はこの審査請求を却下しました。そのために、柳園義彦氏は裁判に訴えることになったのであり、京都府の関与も明確です。

わが議員団は、去る九月定例会本会議で、重大な人権侵害であり、京都府としても謝意を示すべきであると指摘しました。今回の判決はこの指摘の正しさを示すものであると同時に、知事の審査請求却下がまちがっていたとするものであり、その責任は重大です。

判決にたいして、宇治市福祉部長は「関係機関と協議したうえで、対応を考えた」と表明していますが、生活保護法第二十条により、京都府は宇治市にたいして指揮監督する立場にあり、宇治市からの協議にたいする京都府の対応は重要です。生活保護にかかわる秋田県に加藤鉄男氏が全面勝訴した、生活保護変更処分取消し等請求事件判決では、厚生大臣は「これ以上裁判で争うことは情において忍びがたく」控訴を断念しております。

わが議員団は、京都府が京都地裁判決を謙虚に受け止め、宇治市と国に対し控訴しないよう働きかけることを申し入れるものです。